

関係法令

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成 17 年法律第 123 号)

第 5 条 (略)

2～14 (略)

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

16～28 (略)

(指定の取消し等)

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第 29 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～二 (略)

三 指定障害福祉サービス事業者が、第 42 条第 3 項の規定に違反したと認められるとき。

四 (略)

五 指定障害福祉サービス事業者が、第 43 条第 2 項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七～十 (略)

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十～十二 (略)

**○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例**  
(平成 24 年 12 月 13 日東京都条例第 155 号)

(設備)

第 174 条 指定就労継続支援 A 型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

2～3 (略)

4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(設備に関する基準)

第 186 条 第 174 条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。